

メンタルヘルス通信



ココロリフレッシュルーム Vol:207 2020・8・1

○ 星に願いを

8月になりました。みなさんいかがお過ごしでしょうか。蝦夷梅雨と言うのか、ぐずぐずした天気が続いていましたが、少しからっと晴れて気温が高く夏らしい日も出てきましたね。新型コロナウイルス感染症との戦いも半年になります。まさかこのような状態が夏まで続くとは思っていませんでした。お盆のお墓参りもソーシャルディスタンスでしょうか。子どもたちの夏休みも短縮されましたし、Go To トラベルと言われても何だか元気の出ない夏になっていますね。お盆の帰省を楽しみにしていた人も多いのではないかと思います。GWに引き続きオンラインになるかもしれませんね。東京では1日の新規感染者数が400人を超えるなど、各地で新規感染者数が過去最高を更新している状況です。感染者のいなかった岩手県でもついに感染者が確認されたと報じられていました。全国的に“第2波”が来たと思われる状況です。どんなに気を付けていても風邪をひいたりインフルエンザにかかったりしてしまうのと同じように、新型コロナウイルス感染症に関して、どんなに手洗いうがいマスク着用外出自粛など予防に努めていてもかかってしまうことはあるのです。感染してしまった人を非難するのではなく、明日は我が身とってほしいですね。気持ちが暗くなってしまうような状況が続いていますが、8月7日は北海道の七夕ですね。みなさんは星に何を願いますか？今年は新型コロナウイルス感染症の収束を願う短冊が多いかもしれませんね。各地のイベントも中止が多い状況です。楽しみにしていた夏祭りが中止になって、がっかりしている子どもたちも多いようです。ワイワイ楽しめるイベントは中止になってしまっても、星に願うことは自由に出来ます！3密を避けて夜空に輝く星たちを眺めてみませんか？



○ 改正道路交通法

みなさんも通勤や買い物などで毎日のように自動車を運転しているのではないのでしょうか。道路交通法が一部改正されたことをご存じでしょうか。令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により妨害運転(あおり運転)に対する罰則が創設されました。みなさんもニュースなどで耳にしているかと思います。通行を妨害する目的で、車間距離を保たなかったり、急ブレーキを踏むなど危険な運転をした場合には懲役3年、罰金50万円以下などに処せられます。さらに、前述の危険な運転により、高速で停車など著しい危険を生じさせた場合には懲役5年、罰金100万円以下などに処せられます。妨害運転は、免許取り消し処分の対象にも追加され、より厳しく処せられることになりました。危険な運転は誰も幸せにしません。少しの運転でも急いでいても、気を緩めず安全運転をしましょう。

§：136 子どもの人権

みなさんは、子どもの人権について考えたことがありますか？子どもも1人の人間として最大限尊重され守られなくてはならない存在です。決してないがしろにされてはいけません。しかし、いじめを苦にした自殺や児童虐待の事件などが後をたちません。最近も虐待により命を落としてしまった子の報道が続いていました。8月28日(金)～9月3日(木)は全国一斉「子どもの人権110番」の強化週間です。

今月は子どもの人権について考えたいと思います。



○ 子どもの人権

すべての子どもはその人らしく生きる権利を持っています。日本が1994年に批准した児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じように人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。子どもの権利条約では子どもの権利を①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の4つに大きく分けています。

- ① 生きる権利 : 子どもの命が守られること
- ② 育つ権利 : もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- ③ 守られる権利 : 暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ④ 参加する権利 : 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

すべての子どもが命を守られ成長出来るように、まず自分の子どもや周りにいる子、同じ地域で生活する子など、身近な子どもの人権が守られているか考えてみて下さい。児童虐待など「あれ？おかしいな」と感じた時は、ためらわず児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話して下さい。今もどこかで誰かが助けてとも言えずに苦しんでいるかもしれません。1本の電話で救うことが出来るかもしれないことを忘れないで下さい。



○ 子どもの人権110番

子どもの人権110番では、いじめや体罰、児童虐待などについて無料で相談出来ます。「0120-007-110」にかけると法務局の職員や人権擁護委員などが対応してくれます。子どもだけでなく大人も利用出来ます。平日の午前8時30分～午後5時15分まで受け付けています。相談内容は、「友達からいじめられている」、「学校のことで悩んでいる」、「家の人から暴力を受けている」、「SNSで悪口を書き込まれた」など、どのようなことでも構いません。親や先生には話しにくいこともあるでしょう。勇気を出し電話してみませんか？



もし今みなさんが何か子どもの人権の問題に気がついているなら、急いで相談して下さい。「少し様子を見よう…」その1時間、1日が子どもにとってはとても長くつらい時間です。

* 子どもの頃に七夕の短冊に書いた願い事は叶っていますか？大人の願い事は子どもより欲張りです。
ココロリフレッシュルーム TEL:090-2070-6586 予約専用アドレス:kokoro-yoyaku@koseikai-wel.or.jp